

公益財団法人日本体育施設協会
スポーツファシリティーズ大賞募集要項

(1) 主催 公益財団法人 日本体育施設協会

(2) 目的

2011年の「スポーツ基本法」制定、2015年のスポーツ庁発足等、わが国のスポーツ政策は大きく動きつつあります。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、国民のスポーツに対する関心が高まる一方、わが国のスポーツ施設は老朽化と更新の時期を迎えており、スポーツ基本計画においても、安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保が目標として掲げられているところです。

このような背景を踏まえ、公益財団法人日本体育施設協会（以下「当協会」という。）では、体育・スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の設計・施工、管理・運営、器具・機材の質的向上及びスポーツ施設の持続可能性の確保に関し、優れた取組を行った者を表彰することにより、新たな取組みへの機運向上や幅広い周知を図り、もってわが国のスポーツ立国の実現に寄与することを目的に、この度新たな表彰制度を創設しました。

(3) 表彰の分野

【施設計画部門】

国内のスポーツ施設で、平成23年4月から平成28年3月までに、新設若しくはリニューアルされたものを対象とする。

建築・デザインとして質が高いことに加え、利用者、管理者にとって安全で快適で使い勝手が良く、建築物と提供サービスが調和しており、他の施設の先進事例に値する施設であること。

【管理・運営部門】

国内のスポーツ施設の管理・運営において、概ね3年以上の実績を対象とする。

スポーツ施設として、地域の特性、利用者のニーズに合った安全で、快適な事業運営を行い、利用者サービスの向上を図っていること。自治体、利用者、地域住民、管理・運営者が一体となり開かれた運営体制を作り他の管理・運営の模範事例になるものであること。

【器具・機材部門】

スポーツに関わる器具・機材等で、平成23年4月から平成28年3月までに開発・改良等されたもので、1年以上の使用実績があるものを対象とする。

器具・機材等の安全性、利便性等の向上を図り、新製品の開発及び既成製品の改良・改善などにより我が国のスポーツ振興に寄与したものであること。

【サステナビリティ部門】

概ね3年以内に地域の持続可能なスポーツ環境の確保に向け、国のガイドライン等に基づく等各種検討を行い、他の団体に先進的な計画策定を行ったものであること。

(4) 表彰対象者

【施設計画部門】：施設の所有者、設計者又は施工者とする。

【管理・運営部門】：施設を管理・運営している地方公共団体、団体・企業等（指定管理者含む）とする。

【器具・機材部門】：器具・機材を開発・改良した団体・企業等とする。

【サステナビリティ部門】：計画を立案した地方公共団体、団体・企業等とする。

(5) 審査の視点

【施設計画部門】

- ◎ スポーツ施設としての安全性、快適性、ユニバーサルデザイン等の工夫による利用者にとっての機能向上が図られている。利便性や経済性、省エネ等の工夫による管理者にとっての機能向上が図られている。
- ◎ 施設の立地状況や周辺環境等の特性への配慮、地域ニーズ（防災拠点、地域交流拠点等）への対応等により地域との連携が図られている。
- ◎ 積極的な情報の公開・発信により、透明性の高い施設整備が行われており、施設の機能と調和した利活用が行われている。

【管理・運営部門】

- ◎ スポーツ施設としての安全性、快適性、ユニバーサルデザイン等の工夫による利用者への機能向上が図られている。
- ◎ 地域貢献活動の実施や防災拠点としての取組等により、地方公共団体、自治会、学校、商工会等地域との連携が図られている。
- ◎ 管理・運営コストの整理や、積極的な情報の公開・発信により、透明性の高い管理・運営が行われている。

【器具・機材部門】

- ◎ スポーツ施設としての安全性、快適性、ユニバーサルデザイン等の工夫による利用者にとっての機能向上が図られている。利便性や経済性、省エネ等の工夫による管理者にとっての機能向上が図られている。
- ◎ 導入される地域の状況、利用者や利用環境の特性など、多様なニーズにきめ細かく対応されている。
- ◎ 器具・機材の開発・改良が、スポーツへの新たな参加・普及を促し、スポーツの振興に寄与している。

【サステナビリティ部門】

- ◎ 持続可能なスポーツ環境の確保のための基本情報の把握、施設の評価、計画の取りまとめが適切な手順で行われている。
- ◎ 計画策定の各段階において、地域住民、利用団体、有識者等の意見を反映するなど、地域ニーズへの対応や地域との連携に配慮した計画内容となっている。
- ◎ 積極的な情報の公開・発信により、透明性の高い計画策定・実施・検証が行われる仕組みとなっている。

(6) 応募にあたっては、次のいずれかの要件を満たすことが望ましい。

- ① 関連分野の機関・団体等の表彰実績があること。
- ② その実績に係る特許権、実用新案権、意匠権等があること。
- ③ その実績がマスコミ等で取り上げられる等、広く社会に紹介されたことがあること。
- ④ その他、具体的な成果や実績をもって顕著に先進性が認められる取組であること。

(7) 応募方法

① 応募申込

応募申込については、(4)の表彰対象者が行う。但し、【施設計画部門】・【管理・運営部門】においては、施設所有者以外が応募申込する場合は、施設所有者の了解を得ること。

② 提出書類

当協会ホームページに所定の応募申込書と提出書類が記載されておりますので、平成30年2月末日までに、当協会事務局宛ご提出ください。

③ 応募の制限

応募に当たっては、部門ごとに1社（団体）1件とする。

※ 現地調査、ヒアリング（東京都内）を実施することがある。

(8) 募集期間

平成29年11月22日（水）～平成30年2月28日（水）当日消印有効（宅配便は受付印）

(9) 応募料

- ① 応募1件につき1万円とします。但し、サステナビリティ部門の応募については、国のガイドラインが平成29年5月に発表されて間もないこともあり、本年は無料とします。
- ② 応募料については、応募申込書の提出と同時に下記の口座にお振込みください。（振り込まれた応募料については、理由の如何に関わらず返還致しません。）

（銀行口座）

三井住友銀行 麹町支店 普通預金 No.3564583

コウエキザイダンホウジン ニホンタイイクシセツキョウカイ

口座名 公益財団法人日本体育施設協会

- ③ 応募に係るその他の諸費用及び振込手数料は、応募者の負担となります。

(10) 表彰の方法

- ① 各部門の最優秀者には、スポーツ庁長官名で表彰状を授与します。
- ② 各部門の優秀者には、当協会会長名で奨励賞を授与します。
- ③ なお、応募の中に上記の賞に該当するものが無い場合は該当無しとします。

(11) 審査方法

- ① 第一次審査：応募図書に基づく書類審査
- ② 第二次審査：選考委員会による審査

(12) 選考委員（五十音順）

大江 俊英（一般社団法人日本スポーツ用品工業会 副会長）

大東 和美（公益財団法人日本体育施設協会 会長）

大日方邦子（一般社団法人日本パラリンピアンズ協会 副会長）

小室 明子（東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 スポーツ推進部長）

坂井 文（東京都市大学都市生活学部 教授）

野川 春夫（順天堂大学 特任教授）

平井 明成（スポーツ庁 スポーツ総括官）

野城 智也（東京大学生産科学技術研究所 教授）

(13) 発表及び表彰

- ① 選考結果は選考委員会の最終決定後速やかに、当協会のホームページ及び月刊体育施設において発表します。
- ② 表彰状の授与については、直近の全国体育施設研究協議大会（平成30年6月に岩手県で開催予定）において行います。
- ③ 被表彰者には、表彰式への出席をお願いします。

(14) 提出物の取り扱い

協会が、提出資料を図書の出版、展示、ホームページへの掲載等に使用する場合には、受賞者は無償でその使用を認めること。なお、写真撮影者の記載を必要とする場合には、あらかじめ応募の際に明記すること。